F　第５条第１項の表中14の児童数
G　学校基本調査規則によって調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数
H　第５条第１項の表中18の生徒数
I　当該市町村の令和５年１月１日現在における住民基本台帳登載人口
J　当該市町村の令和６年１月１日現在における住民基本台帳登載人口

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条の二　令和六年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・八四三を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の三　令和六年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠㈡の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 2}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第75号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和６年改正前の省令」という。）第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和５年度分の数と同一の数（ただし、令和５年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和５年４月１日以前に存在したものと仮定して令和６年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和５年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［略］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の四　［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和六年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和五年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・五九五を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和五年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠㈡の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 1}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第61号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和５年改正前の省令」という。）第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和４年度分の数と同一の数（ただし、令和４年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和４年４月１日以前に存在したものと仮定して令和５年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和４年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［同左］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の三　［同上］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和五年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。